

○雲仙市入札監視委員会設置要綱

平成19年3月28日

告示第28号

改正 平成28年4月1日告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市が発注する工事又は建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）の入札及び契約に関し、公正の確保と透明性の向上を図るため、雲仙市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が行った入札（工事等にかかるものに限る。以下同じ。）の中から抽出し、当該入札についての調査審議を行い、必要に応じ、市長に対して入札事務の改善、公正取引委員会への通知その他必要な措置を講ずるよう求めること。
- (2) 市が行う入札及び契約（工事等にかかるものに限る。以下同じ。）事務（指名停止措置を含む。）の運用状況並びに改善（軽微なものを除く。）の状況についての報告を受け、市長に対し意見を述べること。
- (3) 一般競争入札において市長から競争参加資格を認められなかった者又は指名競争入札において市長から指名されなかった者が、市長に苦情を申立て、市長から受けた回答について、再苦情を申し立てた場合の当該再苦情についての調査審議を行うこと。
- (4) 第1号及び前号の調査審議の結果を、市長に報告すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う入札及び契約事務の監視に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会は、定例会及び臨時会の2種類とする。
- 4 定例会は、原則として、1の年度あたり2回以上開催する。
- 5 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は市長から開催の要請があったときに開催する。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

7 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

8 委員会の会議の議事の概要は、これを公表する。

(委員の排斥)

第5条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を外に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。